

令和元年度

監 査 集 録

大 和 市 監 査 委 員

ま え が き

令和元年度の監査については、大和市監査委員職務執行規程第5条の規定により、年間計画及び実施計画に基づいて執行し、その結果については、地方自治法の定めるところによりその都度、市長、市議会議長、その他関係機関に報告し、公表してきました。

つきましては、これらの中から定期監査、財政援助団体等の監査の結果を集録しましたので、事務事業の執行の際に参考とされますようお願いいたします。

監査の結果は、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適切を欠く事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和2年4月

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

目 次

第 1	定期監査の対象	1
第 2	定期監査の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	定期監査の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	総 括	9
5	各部局の定期監査結果	
○	市長室（平成 31 年 4 月 26 日）	10
○	政策部（平成 31 年 4 月 26 日）	10
○	消防本部・消防署（平成 31 年 4 月 26 日）	11
○	公平委員会事務局（令和元年 5 月 31 日）	12
○	総務部（令和元年 5 月 31 日）	12
○	こども部（令和元年 6 月 28 日）	13
○	市立病院（令和元年 7 月 19 日）	14
○	文化スポーツ部（令和元年 9 月 27 日）	15
○	小学校・中学校（令和元年 10 月 29 日、30 日、31 日）	16
○	教育部（令和元年 10 月 31 日）	17
○	会計課（令和元年 11 月 27 日）	18
○	健康福祉部（令和元年 11 月 27 日）	18
○	街づくり計画部（令和元年 12 月 25 日）	20
○	議会事務局（令和元年 1 月 31 日）	20
○	都市施設部（令和元年 1 月 31 日）	21
○	市民経済部（令和 2 年 2 月 27 日）	22
○	監査事務局（令和 2 年 3 月 27 日）	23
○	選挙管理委員会事務局（令和 2 年 3 月 27 日）	24

○ 環境農政部（令和2年3月27日）	24
○ 農業委員会事務局（令和2年3月30日）	25
資料 令和元年度定期監査における項目別指摘事項一覧	27
第4 財政援助団体等の監査	29

第1 定期監査の対象

令和元年度定期監査の対象は、全ての市機関20部局である。

第2 定期監査の実施

1 監査の実施方針

令和元年度の定期監査の執行にあたっては、監査計画における基本方針のもと、効率的かつ円滑な監査を行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、合理性、正確性、安全性を主眼に検証を行うとともに、事務事業がそれぞれ計画のもと適切な内容、規模をもって経済的、効率的に管理運営がなされているかについて検証した。

2 監査実施期間

平成31年4月から令和2年3月まで

3 監査委員

木原 英和（平成25年6月 3日就任）

町田 零二（平成30年5月10日就任）
（令和 元年5月 3日退任）

古谷田 力（令和 元年5月10日就任）

なお、木原英和監査委員及び古谷田力監査委員は、それぞれに直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 定期監査の結果

1 監査の結果

令和元年度の監査の結果は、指摘事項29件、報告事項132件であった。
内訳は以下の表のとおりである。

(監査結果)

年度 事項	令和元年度 監査 (件数)	平成30年度 監査 (件数)
指摘事項	29	5
報告事項	132	196

監査の結果における「指摘」及び「報告」の判定にあたっては、別表の基準に基づいて決定した。(平成30年4月改正)

(別表)

監査結果処理基準 (監査事務処理要領抜粋)

区分	内 容	公表の有無
指摘	① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの(ただし、市に実損を生じさせたものを除く。)で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないもの ア 過誤の金額が1万円未満のもの(単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。) イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ 決裁がなされていないもの エ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない

2 指摘事項

令和元年度の指摘事項は29件で、前年度に比べ24件（480.0%）増加している。

項目別の内訳をみると、予算執行事務が9件、収入調定事務、行政財産の目的外使用許可事務がそれぞれ4件である。指摘事項の主な内容は、調定時期等の遅延が3ヶ月を超えたもの、旅費の支払いが年度を超えたものなどである。

指摘事項を部局別にみると、最も多かったのはこども部の11件であり、前年度に比べ、9件増加している。また、次に多かった市立病院は4件であり、前年度に比べ、1件増加している。

（1）項目別年度内訳

年 度 項 目	令和元年度監査		平成30年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予 算 執 行 事 務	9 件	31.0 %	2 件	40.0 %	7 件	350.0 %
収 入 調 定 事 務	4	13.8	0	0.0	4	皆増
契 約 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備 品 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	1	3.4	0	0.0	1	皆増
諸手当等の支給事務	1	3.4	0	0.0	1	皆増
行政財産の目的外 使用許可事務	4	13.8	0	0.0	4	皆増
そ の 他	10	34.5	3	60.0	7	233.3
計	29	100.0	5	100.0	24	480.0

（注）構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和元年度監査		平成30年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	2	2	0	0
政 策 部	6	0	0	0	0
総 務 部	8	0	0	0	0
市 民 経 済 部	6	1	1	0	0
環 境 農 政 部	6	2	3	0	0
健 康 福 祉 部	6	2	2	0	0
こ ど も 部	4	2	11	1	2
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	1	2	0	0
街 づ く り 計 画 部	5	0	0	0	0
都 市 施 設 部	6	2	3	0	0
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
教 育 部	6	1	1	0	0
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	0	0	0	0
市 立 病 院	3	1	4	1	3
計	84	14	29	2	5

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳（令和元年度監査）

部 局 \ 項 目	予 算 執 行 事 務	収 入 調 定 事 務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	外 使 用 許 可 事 務	行 政 財 産 の 目 的	そ の 他	計
市 長 室	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
政 策 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 民 経 済 部	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
環 境 農 政 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
健 康 福 祉 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
こ だ も 部	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11
文 化 ス ポ ー ツ 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
街 づ く り 計 画 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都 市 施 設 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小 学 校 ・ 中 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 立 病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
計	9	4	0	0	0	0	1	1	0	4	0	10	29

3 報告事項

令和元年度の報告事項は132件で、前年度の196件と比較して64件（32.7%）減少している。項目別の増減内訳をみると、前年度に比べ、収入調定事務が37件、財産管理事務が22件それぞれ減少し、契約事務が13件、諸手当等の支給事務が2件それぞれ増加している。報告事項の主な内容は、調定書、補助金交付決定通知書等に決裁がないものや公印使用承認欄に押印がないもので26件あった。

報告事項を部局別にみると、最も多かったのは市立病院の27件で、そのうち20件は奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出させていなかったものである。前年度に比べ、環境農政部は32件から10件に、教育部は25件から8件にそれぞれ減少し、市立病院は2件から27件に、政策部は1件から6件にそれぞれ増加している。

(1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和元年度監査		平成30年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	11 件	8.3 %	16 件	8.2 %	△5 件	△31.3 %
収入調定事務	18	13.6	55	28.1	△37	△67.3
契約事務	24	18.2	11	5.6	13	118.2
財産管理事務	7	5.3	29	14.8	△22	△75.9
備品管理事務	0	0	3	1.5	△3	皆減
補助金等交付事務	4	3.0	5	2.6	△1	△20.0
諸手当等の支給事務	5	3.8	3	1.5	2	66.7
行政財産の目的外 使用許可事務	14	10.6	19	9.7	△5	△26.3
その他	49	37.1	55	28.1	△6	△10.9
計	132	100.0	196	100.0	△64	△32.7

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和元年度監査		平成30年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	1	2	3	12
政 策 部	6	2	6	1	1
総 務 部	8	2	7	3	14
市 民 経 済 部	6	4	9	4	16
環 境 農 政 部	6	2	10	4	32
健 康 福 祉 部	6	4	6	5	20
こ ど も 部	4	4	16	1	13
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	2	7	3	11
街 づ く り 計 画 部	5	3	11	1	10
都 市 施 設 部	6	5	9	4	21
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	1	2	1	2
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	1	2	0	0
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
教 育 部	6	3	8	3	25
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	2	10	5	17
市 立 病 院	3	1	27	1	2
計	84	37	132	39	196

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳（令和元年度監査）

部 局 \ 項 目	予算執行事務	収入調定事務	契約事務	財産管理事務	備品管理事務	交付補助金等事務	支給事務	諸手当等の事務	行政財産の目的外使用許可事務	その他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
政策部	2	1	1	0	0	0	0	0	2	6	
総務部	0	0	4	0	0	0	0	3	0	7	
市民経済部	0	4	0	0	0	0	0	1	4	9	
環境農政部	0	2	3	0	0	0	0	2	3	10	
健康福祉部	0	2	3	0	0	0	0	0	1	6	
こども部	6	1	2	1	0	3	0	0	3	16	
文化スポーツ部	0	0	0	6	0	0	0	1	0	7	
街づくり計画部	0	3	1	0	0	0	0	1	6	11	
都市施設部	1	2	1	0	0	0	0	1	4	9	
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会事務局	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
選挙管理委員会事務局	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育部	1	2	0	0	0	0	0	4	1	8	
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	1	4	1	4	10	
市立病院	0	0	7	0	0	0	0	0	20	27	
計	11	18	24	7	0	4	5	14	49	132	

4 総括

令和元年度の定期監査では、前年度と比べ報告事項は減少したが、指摘事項は大きく増加する結果となった。

内容としては、調定書、補助金交付決定通知書等に決裁がないものや公印使用承認欄に押印がないものが26件と依然として多く、加えて、申請書等に記載されている期間や地番等を決定通知書等へ転記する際の誤りも9件あるなど、基本的な事務処理の誤りが多く見受けられた。

特に当年度は、旅費の支払いが大幅に遅延しているものが14件あり、このうち8件は年度を超えての支払いとなっていたほか、非常勤特別職職員の報酬等の支払い遅延も4件あったことから、事務処理の進捗状況等について、複数の職員による確認体制を強化するなど、より一層の事務改善を望むものである。

また、配当された歳出予算の範囲を超えて支出負担行為を行っているものが4課5件見受けられたが、同様の誤りが是正されずに繰り返されている状況である。今後は、財務会計に関する事務の基本的事項を遵守し、財務会計システムを活用した適正な予算の執行管理を徹底する必要がある。

各部局においては、監査における指摘・報告事項に基づいて改善や是正が図られているところであるが、行政への信頼性を損なうことがないよう、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の更なる充実を図るとともに、今後も、関係法令及び財務関係諸規定の十分な理解と適正な事務の確保について、より一層努めていただきたい。

5 各部署の定期監査結果

○市長室

- 1 監査年月日 平成31年4月26日
- 2 監査の方法 この監査は、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 交際費の経理に関する事務
- (10) 来庁者への記念品に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(秘書総務課)

非常勤職員の賃金支払に関する事務において、通勤費を支給していないものがあった。

(危機管理課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○政策部

- 1 監査年月日 平成31年4月26日
- 2 監査の方法 この監査は、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課、行政改革推進課、情報政策課、プレミアム付商品券事業担当）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出によ

り実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 基金管理に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務
- (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 市債台帳の整理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 平成31年4月26日

- 2 監査の方法 この監査は、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、救急救命課、予防課、指令課、消防署）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (6) 財産管理に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (10) 交際費の経理に関する事務
- (11) 消防団員の公務災害補償費・退職報償金支給に関する事務
- (12) 被服等貸与品貸与に関する事務
- (13) 一般検査手数料徴収に関する事務
- (14) 給料決定に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○公平委員会事務局

- 1 監査年月日 令和元年5月31日
- 2 監査の方法 この監査は、公平委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 非常勤特別職職員に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○総務部

- 1 監査年月日 令和元年5月31日
- 2 監査の方法 この監査は、総務部（総務課、人財課、契約検査課、管財課、公共建築課、収納課、市民税課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 自動車損害共済災害共済金の請求に関する事務
 - (10) 自動車の管理・運転日誌に関する事務
 - (11) 自動車事故報告・示談に関する事務
 - (12) 大和市史等有償刊行物の売払に関する事務
 - (13) 資料複写料徴収に関する事務
 - (14) 給料決定に関する事務
 - (15) 職員手当等支給に関する事務
 - (16) 期末・勤勉手当支給に関する事務
 - (17) 退職手当支給に関する事務
 - (18) 児童手当支給に関する事務
 - (19) 職員手当等返還に関する事務
 - (20) 職員の被服貸与に関する事務
 - (21) 育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
 - (22) 不用物品の処理に関する事務
 - (23) 備品購入に関する事務
 - (24) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

- (25) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務
- (26) 普通財産の貸付及び管理に関する事務
- (27) 拾得物の処理に関する事務
- (28) 過誤納金還付に関する事務
- (29) 不納欠損処分に関する事務
- (30) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (31) 滞納処分に関する事務
- (32) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (33) 県税保管金等に関する事務
- (34) 普通徴収賦課に関する事務
- (35) 特別徴収賦課に関する事務
- (36) 市民税の減免に関する事務
- (37) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
- (38) 諸税（法人税、軽自動車税）減免に関する事務
- (39) 土地賦課に関する事務
- (40) 家屋賦課に関する事務
- (41) 償却資産賦課に関する事務
- (42) 固定資産税の減免に関する事務
- (43) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (44) 公務災害補償に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○こども部

1 監査年月日 令和元年6月28日

2 監査の方法 この監査は、こども部（こども総務課、ほいく課（若葉、福田保育園含む）、すくすく子育て課、こども・青少年課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務

- (12) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- (13) 小児医療費助成に関する事務
- (14) 未熟児養育医療給付に関する事務
- (15) 一般不妊治療費助成に関する事務
- (16) 不育症治療費助成に関する事務
- (17) 保育料徴収に関する事務
- (18) 児童手当支給に関する事務
- (19) 児童扶養手当支給に関する事務
- (20) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (21) 社会福祉法人運営資金貸付に関する事務
- (22) 学校等災害見舞金支給に関する事務
- (23) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (24) 職員給食費徴収に関する事務
- (25) 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務
- (26) 私立幼稚園就園奨励費交付に関する事務
- (27) 完全給食費用徴収に関する事務
- (28) 特定不妊治療費助成に関する事務
- (29) 出産費用助成に関する事務
- (30) 妊婦健康診査費用助成に関する事務
- (31) 駐車場サービス券の受払に関する事務
- (32) つり銭・領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(こども総務課)

予算執行に関する事務において、旅費の支払いが遅延しているものがあつた。

(こども・青少年課)

- 1 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。
- 2 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市立病院

1 監査年月日 令和元年7月19日

2 監査の方法 この監査は、市立病院において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 契約に関する事務
- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務
- (4) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (5) 切手の受払に関する事務
- (6) 交際費の経理に関する事務
- (7) 診療費用等の徴収に関する事務
- (8) 診療費用等の還付に関する事務
- (9) 人間ドック料金の徴収に関する事務
- (10) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務
- (11) 採用職員の給料決定、退職金支給及び育児休業者・退職者の復職時調整に関する事務
- (12) 貯蔵品の管理に関する事務
- (13) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (14) 企業債の整理に関する事務
- (15) 職員の被服貸与に関する事務
- (16) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
- (17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
- (18) 出勤票・休暇届に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(病院総務課)

- 1 行政財産の目的外使用許可に関する事務において、算定を誤り使用料に不足を生じているものがあつた。
- 2 貯蔵品の管理に関する事務において、貯蔵品の年度末残高に誤りがあつた。
- 3 固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務において、次の点が見受けられた。
 - (1) 有形固定資産の年度末残高に誤りがあつた。
 - (2) 固定資産除却費に誤りがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○文化スポーツ部

1 監査年月日 令和元年9月27日

2 監査の方法 この監査は、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、図書・学び交流課、スポーツ課、イベント観光課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠

し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 基金管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
- (10) 学習センター使用料等徴収に関する事務
- (11) 学校施設使用料徴収に関する事務
- (12) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (13) 切手の受払に関する事務
- (14) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (15) 非常勤職員の賃金支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(図書・学び交流課)

行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○小学校・中学校

1 監査年月日 令和元年10月29日、30日、31日

2 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校（小学校5校（大和、西鶴間、文ヶ岡、大野原、草柳）、中学校2校（大和、鶴間））において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給食費の経理に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務
- (4) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
- (5) 出勤票・休暇届に関する事務
- (6) 施設の維持管理状況
- (7) 補助金等経理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○教育部

- 1 監査年月日 令和元年10月31日

- 2 監査の方法 この監査は、教育部（教育総務課、学校教育課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む）、指導室、教育研究所、青少年相談室）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (6) 財産管理に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 物品管理に関する事務
- (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (10) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (11) 学校施設使用許可に関する事務
- (12) 交際費の経理に関する事務
- (13) 給食費の経理に関する事務
- (14) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務
- (15) 奨学金給付に関する事務
- (16) 就学援助費支給に関する事務
- (17) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
- (18) 学校交際費支払に関する事務
- (19) 学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
- (20) 時間外勤務手当支給に関する事務
- (21) 切手・図書カードの受払に関する事務
- (22) 駐車場サービス券の受払に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(教育総務課)

予算執行に関する事務において、配当された歳出予算の範囲を超えて支出負担行為を行っているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○会計課

- 1 監査年月日 令和元年11月27日
- 2 監査の方法 この監査は、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 証紙受払に関する事務
 - (4) 出納員事務引継書に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
 - (6) つり銭の管理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○健康福祉部

- 1 監査年月日 令和元年11月27日
- 2 監査の方法 この監査は、健康福祉部（健康福祉総務課、健康づくり推進課、介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
 - (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) 基金管理に関する事務
 - (11) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
 - (13) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
 - (14) 犬の登録手数料徴収に関する事務
 - (15) 予防接種費用助成に関する事務
 - (16) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
 - (17) がん患者等ウィッグ購入助成に関する事務
 - (18) 重粒子線治療費助成に関する事務
 - (19) 介護保険料賦課・減免に関する事務

- (20) 第三者行為の請求に関する事務
- (21) 介護保険サービスに関する事務
- (22) 介護保険高額サービスに関する事務
- (23) 過誤納金還付に関する事務
- (24) 不納欠損処分に関する事務
- (25) 家族介護慰労金支給に関する事務
- (26) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
- (27) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (28) 在日外国人高齢者等福祉給付金給付等に関する事務
- (29) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (30) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (31) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (32) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (33) 重度障がい者緊急通報システム利用助成に関する事務
- (34) 重度身体障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (35) 障害者自動車運転訓練費助成に関する事務
- (36) 身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (37) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (38) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (39) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (40) 日常生活用具の給付に関する事務
- (41) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (42) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (43) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (44) 通所訓練費支給に関する事務
- (45) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (46) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (47) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (48) 扶助費支給に関する事務
- (49) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (50) 時間外勤務手当支給に関する事務
- (51) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (52) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (53) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務
- (54) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉総務課)

行政財産の目的外使用許可に関する事務において、調定がなされず、納付書を送付していないものがあった。

(介護保険課)

収入調定に関する事務において、調定がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭によ

り指導を行った。

○街づくり計画部

- 1 監査年月日 令和元年12月25日
- 2 監査の方法 この監査は、街づくり計画部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり計画課、街づくり推進課、事業管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (11) つり銭の管理に関する事務
 - (12) 市営住宅使用料賦課に関する事務
 - (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
 - (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
 - (15) 建築確認申請等手数料の徴収に関する事務
 - (16) 開発行為許可申請等手数料の徴収に関する事務
 - (17) 補償に関する事務
 - (18) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○議会事務局

- 1 監査年月日 令和2年1月31日
- 2 監査の方法 この監査は、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の古谷田力監査委員は、議員活動に直接の利害

関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 交際費の経理に関する事務
- (3) 期末手当支給に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務
- (6) 契約に関する事務
- (7) 収入調定に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○都市施設部

- 1 監査年月日 令和2年1月31日

- 2 監査の方法 この監査は、都市施設部（都市施設総務課、道路安全対策課、道路・河川管理課、下水道経営課、下水道施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 行政財産の目的外使用許可・貸付に関する事務
- (11) 切手の受払に関する事務
- (12) 収入印紙の受払に関する事務
- (13) 狭あい道路手続に関する事務
- (14) 私道整備助成事業に関する事務
- (15) 私道の寄附採納に関する事務
- (16) 公有財産取得に関する事務
- (17) 原材料の管理に関する事務
- (18) 道路占用許可に関する事務
- (19) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (20) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (21) 下水道使用料賦課に関する事務

- (22) 水洗便所改造貸付基金の管理に関する事務
- (23) 排水設備工事に関する事務
- (24) 物件設置許可に関する事務
- (25) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (26) 指定水路の占用許可に関する事務
- (27) 河川占用許可に関する事務
- (28) 下水道の占用許可に関する事務
- (29) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (30) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(道路・河川管理課)

河川占用許可に関する事務において、占用等許可申請及び占用等許可決定がなされていないにもかかわらず、占用料の調定及び納付通知を行っているものがあつた。

(下水道経営課)

下水道使用料賦課に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市民経済部

1 監査年月日 令和2年2月27日

2 監査の方法 この監査は、市民経済部（市民活動課、市民相談課、市民課、保険年金課、生活あんしん課、産業活性課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (7) 非常勤職員賃金支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (12) 手持現金・領収印の管理に関する事務

- (13) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
- (14) 証紙の管理に関する事務
- (15) 証紙の売りさばきに関する事務
- (16) 通知カード・個人カード再交付手数料徴収に関する事務
- (17) 切手・はがきの受払に関する事務
- (18) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
- (19) 高額療養費の支給に関する事務
- (20) 療養費支給に関する事務
- (21) 第三者行為の請求に関する事務
- (22) 不当利得の請求に関する事務
- (23) 出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務
- (24) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (25) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (26) 預託契約に関する事務
- (27) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (28) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (29) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(産業活性課)

補助金交付に関する事務において、奨励金の算定を誤り、過払いが生じているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○監査事務局

1 監査年月日 令和2年3月27日

2 監査の方法 この監査は、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、木原英和監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除外した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (4) 交際費の経理に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○選挙管理委員会事務局

1 監査年月日 令和2年3月27日

2 監査の方法 この監査は、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の古谷田力監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- (11) 公費負担に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境農政部

1 監査年月日 令和2年3月27日

2 監査の方法 この監査は、環境農政部（環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課（公園管理事務所含む）、農政課、施設課、収集業務課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務

- (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
- (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
- (11) 基金管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
- (14) 公園台帳の管理に関する事務
- (15) 農業近代化資金等利子補給に関する事務
- (16) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務
- (17) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (18) 証紙売りさばきに関する事務
- (19) 家庭汚水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (21) 被服貸与に関する事務
- (22) 財産管理に関する事務
- (23) つり銭・領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

緑化奨励金等交付に関する事務において、誓約書に基づく返還金について、調定の事務手続きに誤りのあるものがあった。

(施設課)

1 収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。

2 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○農業委員会事務局

1 監査年月日 令和2年3月30日

2 監査の方法 この監査は、農業委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 交際費の経理に関する事務
- (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務

(7) 備品管理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

令和元年度定期監査における項目別指摘事項一覧

(1) 予算執行に関する事務 9件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
こども部	こども総務課	予算執行に関する事務	8件	事務処理を失念し、旅費の支払いが遅延していた。
教育部	教育総務課	予算執行に関する事務	1件	予算運用の日付以前に遡って起票し、配当された歳出予算の範囲を超えて支出負担行為を行っていた。

(2) 収入調定に関する事務 4件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市長室	危機管理課	収入調定に関する事務	1件	弁済通知書発送時の調定を失念し、調定が遅延していた。
こども部	こども・青少年課	収入調定に関する事務	1件	交付決定收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
健康福祉部	介護保険課	収入調定に関する事務	1件	調定処理を誤り、調定が遅延していた。
環境農政部	施設課	収入調定に関する事務	1件	交付決定收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。

(3) 補助金等交付に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市民経済部	産業活性課	補助金交付に関する事務	1件	奨励金の算定を誤り、過払いが生じていた。

(4) 諸手当等の支給に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市長室	秘書総務課	非常勤職員の賃金支払に関する事務	1件	事務処理を失念し、通勤費を支給していなかった。

(5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務 4件

部局名	所管課名	項目	件数	報告内容
市立病院	病院総務課	行政財産の目的外使用許可に関する事務	1件	評価額で算出せず、使用料に不足を生じていた。
文化スポーツ部	図書・学び交流課	行政財産の目的外使用許可に関する事務	2件	当該年度分の処理を失念し、調定が遅延していた。
健康福祉部	健康福祉総務課	行政財産の目的外使用許可に関する事務	1件	当該年度分の処理を失念し、調定がなされず、納付書を送付していなかった。

(6) その他の事務 10件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
こども部	こども・青少年課	放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務	2件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
市立病院	病院総務課	貯蔵品の管理に関する事務	1件	き損額の計算を誤り、貯蔵品の年度末残高が誤っていた。
市立病院	病院総務課	固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務	2件	減価償却費の計算を誤り、有形固定資産の年度末残高及び固定資産除却費が誤っていた。
都市施設部	道路・河川管理課	河川占用許可に関する事務	1件	事務処理を誤り、占用料の調定及び納付通知を行っていた。
都市施設部	下水道経営課	下水道使用料賦課に関する事務	2件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
環境農政部	みどり公園課	緑化奨励金等交付に関する事務	1件	事務処理を誤り、調定の事務手続きが誤っていた。
環境農政部	施設課	一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務	1件	事務処理を失念し、誤って調定がなされていた。

第4 財政援助団体等の監査

- 1 監査の対象 まごころ地域福祉センター
団 体：社会福祉法人 大和市社会福祉協議会
所管部局：健康福祉部 高齢福祉課
こども部 こども総務課
- 2 監査対象期間 平成31年4月～令和元年11月
- 3 監査実施日 令和元年12月25日
- 4 監査の方法 この監査は、当該団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行なわれているかを主眼として、抽出により実施した。
団体に関する事務
ア 施設管理業務に関する事務
イ 協定書等に基づく義務の履行に関する事務
ウ 利用料金の設定に関する事務
エ 施設の管理に係る会計経理に関する事務
所管部局に関する事務
ア 指定管理者の選定に関する事務
イ 施設管理に係る協定書等の締結に関する事務
ウ 委託業務の履行確認に関する事務
エ 事業費の支出に関する事務
- 5 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。